

## 仕 様 書

### 1 貸付物件

物件番号	区分	施設の名称 (所在地)	設置場所	貸付面積 (幅×奥行)	設置台数	位置図	販売品目	その他 の条件
1	土地	愛媛県立松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)	第2体育館東側	1.70m (1.70m× 1.00m)	1台	別紙の1 のとおり	清涼飲料水等 (缶、P E Tボトル等)	別紙の2 のとおり
2	土地	愛媛県立松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)	第2体育館東側	1.70m (1.70m× 1.00m)	1台	別紙の1 のとおり	清涼飲料水等 (紙パック)	別紙の2 のとおり
3	土地	愛媛県立松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)	第2体育館東側	1.70m (1.70m× 1.00m)	1台	別紙の1 のとおり	清涼飲料水等 (缶、P E Tボトル 栄養補助食品等)	別紙の2 のとおり
4	土地	愛媛県立松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)	第2体育館東側	1.70m (1.70m× 1.00m)	1台	別紙の1 のとおり	アイスクリーム類、氷菓等	別紙の2 のとおり

注1 貸付面積は、自動販売機本体の設置部分に加えて、放熱余地及び転倒防止器具・使用済み容器回収ボックス等の付属設備の設置部分を合わせた面積である。

注2 参考資料は別紙の3のとおりである。

### 2 電気料金及びその他必要経費

電気料金は設置者の負担とし、その使用実績に基づき県が算定した額を県に支払うこと。（算定するための子メーターは、設置者が自らの負担で設置する。）

なお、自動販売機を設置している施設に関し、耐震工事等を行うため設置済みの自動販売機を施設内で移設させる必要が生じた場合についても、移設にかかる費用は設置者の負担とする。

### 3 転倒防止措置

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（自動販売機据付規準策定委員会作成）を遵守した転倒防止措置を講じること。

### 4 付属設備

自動販売機、転倒防止器具・使用済み容器回収ボックス等の付属設備は、物件ごとに示した場所に貸付面積を超えないものを設置すること。

### 5 販売実績の報告

次回入札の参考資料とするため、設置者は、年度の販売実績（1台ごとの販売数量、販売金額）をとりまとめ、翌年度4月末日までに施設管理者に販売実績報告書（任意の様式で可）を提出すること。

### 6 使用上の制限

- (1) 貸貸借契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。
- (2) 県の承認を得ないで自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は担保に供しないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (4) 販売品目は、物件ごとに本書記載のとおりとし、標準販売価格（定価）を上回る価格での販売は行わないこと。

## 7 維持管理責任

- (1) 販売品の補充、釣り銭管理など自動販売機の維持管理は、設置者が責任をもって行うこと。  
また、販売品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 使用済み容器回収ボックスは、販売品の容器の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (4) 自動販売機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。  
また、自動販売機に故障等が起こった場合の連絡先を明記すること。

## 8 原状回復等

設置者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに原状に回復すること。

また、設置者は、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した経費、有益費その他一切の費用について、県に対し、その償還等の請求をすることができない。

## 別紙

### 1 位置図

別紙学校平面図のとおり

### 2 その他の条件

4台の自動販売機を設置予定で、販売する品目にバラエティーを持たせるため、物件によって販売する飲料水等を下記の通り指定する。

販売する商品は事前に書面にて愛媛県立松山工業高等学校に提出し、承認を得なければならない。この場合、学校で販売するには不適当と判断した商品は変更を依頼することがある。

価格については生徒への販売を目的としているため、生徒の経済的負担を考慮し、標準販売価格（消費税及び地方消費税を含む希望小売価格）から20%程度減じた金額とする。

空き缶等の処理について、自社の販売物のものについては責任を持って処理し、品目が競合する場合は、他社の空き缶等についても必要に応じ処分を行うこととする。

食品営業許可または届出が必要な商品を販売する場合、許可証または届出の写しを提出すること。物件番号4については、販売時間の設定が可能である機種とすること。

物件番号	販売品目	備考
1	<ul style="list-style-type: none"><li>・ペットボトル500ml・350ml程度（スポーツドリンク、ジュース類・茶等）、アルミ缶350ml程度（ジュース類、茶等）、スチール缶180ml（コーヒー等）</li><li>・愛媛県災害対策本部設置時または当該施設に避難者の受入があったとき（以下「災害時」という。）に、施設管理者の操作により在庫商品を無償提供できる機能へ切り替えることが可能な機種であること。</li><li>・災害時は施設管理者の文書による要請（急を要する場合は電話その他の方法により、事後に文書を送付）に基づき、在庫商品を無償提供すること。</li><li>・品目により内容量の多少の増減は可</li><li>・販売品に栄養補助食品を加えることは可</li></ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"><li>・紙パック200ml・350ml程度（牛乳、乳飲料、ジュース類、茶等）</li><li>・牛乳は常温保存可能なロングライフ商品とする</li><li>・品目により内容量の多少の増減は可</li><li>・一部の商品について缶入りとするのは可</li></ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"><li>・ペットボトル500ml・350ml程度（スポーツドリンク、ジュース類、茶等）、アルミ缶300ml（ジュース類、茶等）、スチール缶180ml（コーヒー等）</li><li>・品目により内容量の多少の増減は可</li><li>・販売品に必ずバランス栄養食品、栄養補助食品を加えること</li></ul>	
4	<ul style="list-style-type: none"><li>・アイスクリーム類・氷菓等</li><li>・品目により内容量の多少の増減は可</li></ul>	

### 3 参考資料

物件番号	前年度の庁舎管理料（注）	前年度の販売数量	今年度の職員数、生徒数等	その他
1	電気料金 35,811円	ペットボトル、缶等 16,178本	生徒数 全日制934名、定時制19名 教職員数 135名	
2	電気料金 28,818円	紙パック 8,267本		
3	電気料金 29,376円	ペットボトル、缶、 栄養補助食品等 16,923本		
4	電気料金 38,087円	ペットボトル、缶等 12,476本		

注 現在設置している自動販売機について、前年度に県が自動販売機設置者から徴収した貸付料を除く電気料金等の管理費用である。